

子育て応援積立定期預金規定

1. (適用範囲等)

- (1) この規定は、子育て応援積立定期預金（以下「この預金」といいます。）の取扱いを定めるものです。
- (2) この規定は、積立定期預金（以下「原規定」といいます。）の一部を構成するとともに原規定と一体として取扱われるものとし、この規定に定めがある事項はこの規定の定めが適用され、この規定に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

2. (預入対象者)

- (1) この預金は、19歳未満のお子さまをお持ちのご両親または祖父母の方のみの取扱いとなります。
- (2) この預金のお申込時には、前1項の19歳未満のお子さまのお名前、住所、生年月日について、ご申告いただきます。ご記入いただきましたお子さま、またはお孫さまの個人情報、本商品のために利用します。

3. (預金の預入れ等)

- (1) この預金は、口座振替による自動積立のほか、窓口またはATMによりお預け入れ（随時預入）ができます。自動積立は、毎月一定額を積立、および特別積立（年6回まで任意の月日に任意金額の積立が可能）のお取り扱いがあります。
- (2) この預金の預入金額、預入単位は、下記のとおりとなります。

【自動積立】 毎月積立金額 5,000円以上
特別積立金額 1,000円以上

【随時預入】 1,000円以上

【預入単位】 1,000円単位

4. (預金の種類)

この預金は、満期目標型のみの取扱いとなります。

5. (満期日等)

- (1) この預金の満期日は、第2条で申告いただいたお子さまの満20歳の誕生日までとします。
- (2) この預金の最長積立期間は、第2条で申告いただいたお子さまの申込時の年齢により、下表のとおりとなります。

お子さまの年齢(歳)	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
最長積立期間(年)	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

6. (適用利率)

この預金は、口座開設日からの経過期間と口座の預金残高に応じて、下表のとおり店頭表示利率に上乗せした利率を適用します。

<給与振込・年金振込（ご予約）ご指定の方>

	残高30万円未満	残高30万円以上	残高60万円以上	残高120万円以上			
口座開設日から3年未満	店頭表示金利+年0.10%						
口座開設日から3年以上							
口座開設日から6年以上					店頭表示金利+年0.20%	店頭表示金利+年0.30%	店頭表示金利+年0.55%
口座開設日から12年以上							

<上記以外のお客さま>

	残高30万円未満	残高30万円以上	残高60万円以上	残高120万円以上			
口座開設日から3年未満	店頭表示金利+年0.05%						
口座開設日から3年以上							
口座開設日から6年以上					店頭表示金利+年0.15%	店頭表示金利+年0.25%	店頭表示金利+年0.50%
口座開設日から12年以上							

7. (規定等の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる

【子育て応援積立定期預金規定】

場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2020年4月現在)